

平成29年3月12日
スタート

改正道路交通法が施行されます

裏面もご覧ください!

リスクの高い運転者への対策

高齢運転者 対策の推進

1. 新設 臨時認知機能検査・ 臨時高齢者講習

● 臨時認知機能検査

改正前は3年に1度の免許証の更新のときだけ受けることとされていた認知機能検査について、一定の違反行為があれば、3年を待たずして、受けることになります。

75歳以上の運転者が、認知機能が低下したときに起こしやすい違反行為をしたときは、新設された「臨時認知機能検査」を受けなければなりません。



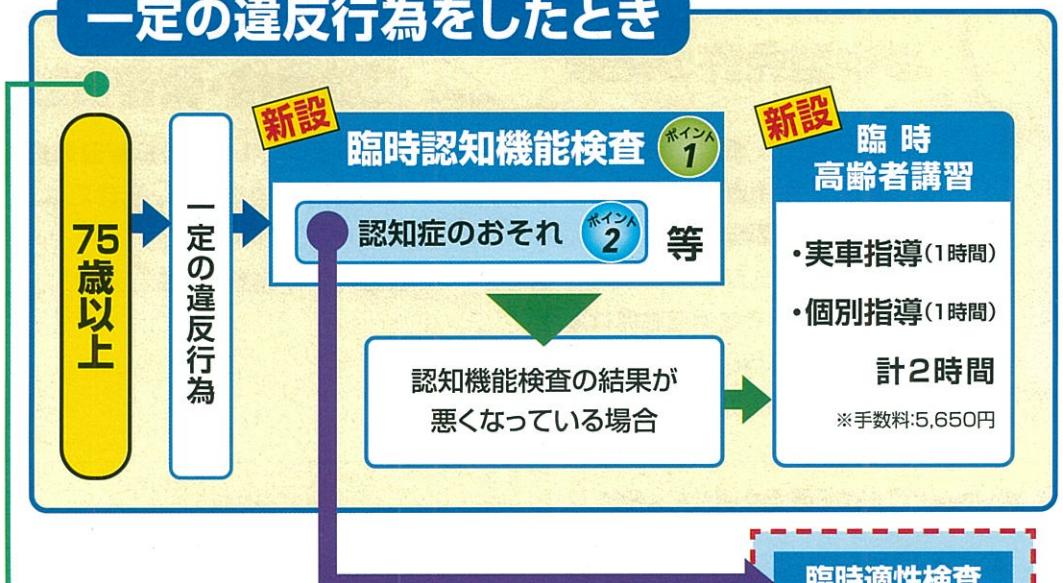
- 【一定の違反行為の例】
- ・信号無視
 - ・通行区分違反
 - ・一時停止 等

● 臨時高齢者講習

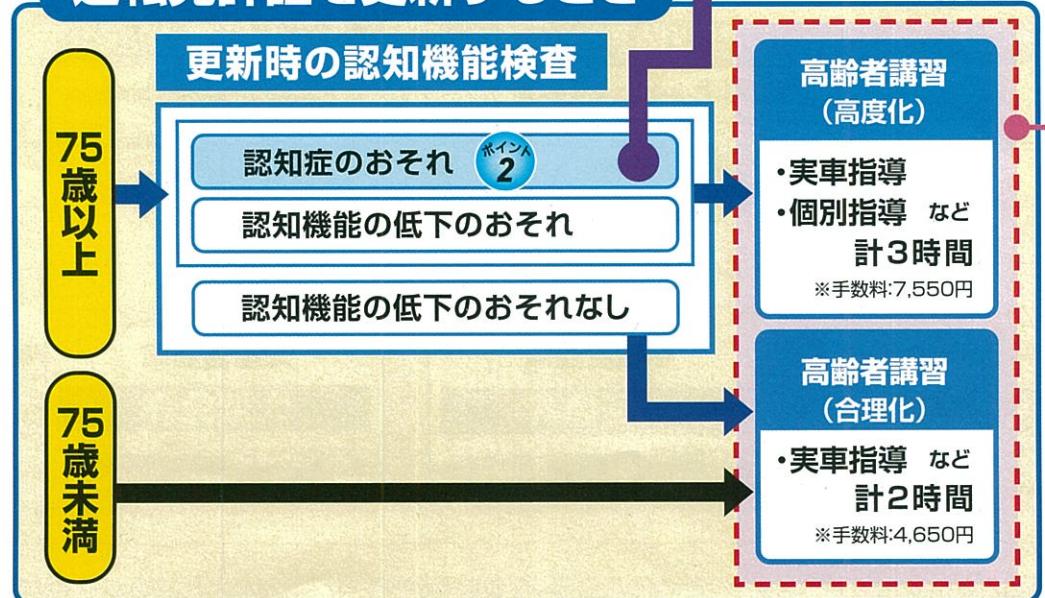
臨時認知機能検査を受け、認知機能の低下が運転に影響するおそれがあると判断された高齢者は、新設された「臨時高齢者講習」(個別指導と実車指導)を受けなければなりません。



一定の違反行為をしたとき



運転免許証を更新するとき



2. 臨時適性検査制度の見直し

改正前と異なり、認知機能検査で認知症のおそれがあると判定された方は、違反の有無を問わず、医師の診断を受けることになります。

更新時の認知機能検査又は臨時認知機能検査で認知症のおそれがあると判定された方は、臨時適性検査(医師の診断)を受け、又は、命令に従い主治医等の診断書を提出しなければなりません。

*医師の診断の結果、認知症と判断された場合は運転免許の取消し等の対象となります。



3. 高齢者講習の合理化・高度化

認知機能検査の結果によって受ける講習の内容等が変わります。高齢者講習は、75歳未満の方や、認知機能検査で認知機能の低下のおそれがないと判定された方に対しては2時間に合理化(短縮)されます。その他の方に対しては、個別指導を含む3時間の講習となります。

